

用語の説明

<基本理念>

○人権

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別等の違いを超えて万人に共通した一人ひとりに備わった権利です。

人権の内容には、「自由権」（表現の自由、信教の自由、職業選択の自由、居住・移転の自由等個人が国家の制限から自由であることにより実現された権利）、「社会権」（社会保障を受ける権利、教育を受ける権利、労働基本権等、人として最低限度の生活を営むことを保障する権利であり社会平等を保障する権利）そして、発展の権利や自決権、平和的生存権、地球規模での安全な環境への権利等があります。

<国際的な潮流>

○世界人権宣言

1948年12月10日、第3回国連総会で採択された人権の国際的基準です。その第1条で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と規定し、全ての人間の自由・平等・無差別の原則を定めています。国連は、この世界人権宣言を採択した日を「人権デー」とし、加盟国への人権思想の啓発を要請しています。わが国では、12月4日から10日までの1週間を「人権週間*」として、広く人権の大切さについて啓発を行っています。宗像市では、12月1日から20日までを人権期間として人権啓発に取り組んでいます。

○人種差別撤廃条約

1965年の国連総会で採択、1969年に発効した条約です。日本は、1995年に批准しています。この条約は、世界人権宣言と国連憲章の精神に基づき「あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現」を当事国に求めています。

○人権教育のための国連10年

1994年の国連総会において、1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、各国において「人権という普遍的文化」が構築されることを目指とし、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むよう要請しました。

○人権教育のための国連10年に関する国内行動計画

「人権教育のための国連10年」決議を受け、政府は、1995年12月に内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し国内行動計画の策定を進めました。1997年

7月に「人権教育のための国連10年国内行動計画」が発表されました。

この計画は、基本的人権を尊重する意識の高揚を図り「人権」という普遍的文化の創造を目指し、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を追えて出所した人等を最重要課題として、差別意識の解消に向か、人権教育に積極的に取り組むこととしています。

○人権文化

あらゆる人々が自己のみならず他の人々の尊厳について学び、相互理解を深めることにより、人権を尊重することが日常生活において定着・習慣化される状態。

<人権教育・啓発の推進>

○宗像市人権教育・啓発推進協議会*

市民一人ひとりへの人権意識の普及と高揚を図り、豊かで明るい共生のまちづくりを推進することを目的としています。2001（平成13）年に設立。

○人権週間

国連が世界人権宣言を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定めたのを受けて、わが国では、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として、広く人権の大切さについて啓発を行っています。宗像市では、12月1日から20日までを人権問題啓発強調期間として人権啓発に取り組んでいます。

○コミュニティ

地域社会。共同体。居住地や関心を共にすることで営まれる共同体。

地域性による結びつき「地域社会」。

共通の関心等による結びつきを重視する場合は「共同体」と言い換えられた。

その両方の意味を生かしたい場合は「地域共同体」とすることもできる。

宗像市では、12地区のコミュニティ・センターが設置され、各コミュニティとも活発な活動が展開されている。

宗像市にあるコミュニティ・センター（吉武、赤間、赤間西、自由ヶ丘、河東、南郷、東郷、日の里、玄海、池野、岬、大島）

○ルックルック講座

市民の学びたい気持ちに応えるために、市民が行う研修会、学習会や学校の授業等に講師を派遣する制度。平成10年度開始。

講座数149講座。講座内容（健康、福祉・介護、年金・保険・税、医療、食育・食事、

子育て・教育、環境、歴史、趣味・教養、まちづくり・市の制度）平成 26 年 10 月現在

○パワー・ハラスメント

職務権限を背景にした職場の嫌がらせ。企業の多くが実施したリストラの影響でより深刻になり、件数も増えています。

○マスメディア

大衆によりかける手段あるいは媒体で、パソコン、テレビ、新聞、雑誌等をいう。

<同和問題>

○部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律」2016(平成 28 年)12 月 9 日参議院本会議で成立。同年 12 月 16 日施行。全 6 条からなる法律だが、第 1 条には、「現在もなお部落差別が存在する、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている。」として部落差別の解消をすることが重要な課題であるとしている。

○えせ同和行為

何らかの利権を得るため、同和問題を口実にして、企業・行政機関等に「ゆすり」「たかり」等をする行為。

○同和教育副読本「かがやき」

小・中・高等学校の 12 年間を通じた人権尊重の精神の育成を図る取り組みとして、福岡県教育委員会が県内の教職員等の協力のもと、1991 年（平成 6 年）に作成し、各学校に配布したもの。

○人権教育学習教材集「あおぞら」

「あおぞら」には、小学校用 2 編、中学校用 6 編、高等学校用 3 篇の教材が収録されている。「あおぞら」の教材は、「児童生徒の人権感覚育成につながる学習ができる」という視点が大切にされています。そのために、①価値観・態度側面、技能的側面の育成を意図した学習 ②自分で「感じ、考え、行動する」主体的・実践的な学習が図られることが意図されています。

○宗像市人権・同和教育研究協議会

宗像市内の中学校における同和問題をはじめとする様々な差別を解消するために、人権教育・同和教育の研究と推進を図る会。2001（平成 13）年に設立。

<女性の人権問題>

○セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した、性的な性質の言動であり、身体への不必要的接触、性関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真への掲示等、様々な態様のものをさします。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には、「配偶者やパートナーなどの親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと」をいう。個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、経済的、性的に苦痛を与える暴力または虐待を含む。

○男女共同参画週間

国は、男女共同参画社会基本法が公布施行された（平成 11 年 6 月 23 日）を踏まえ、6 月 23 日～29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」とし、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを行っている。

○ワーク・ライフ・バランス

仕事とそれ以外の活動（家庭生活、地域活動、個人の趣味や学習、健康・休養など）を調和させ、その両方を充実させて相乗効果を高めようという考え方やそのための取組みのこと。男女がともに、人生の各段階において、個性が尊重され様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態である。

<子どもの人権問題>

○児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

子どもの権利条約は、18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童まで広げ、児童の人権の尊重や確保の観点から必要となる事項を規定したもの。差別の禁止、生存・発達の権利、意見表明権や表現の自由、教育への権利、虐待や放任からの保護等子どもの幅広い権利を認めたもの。1989（平成元）年の第 44 回国連総会において採択され、1990（平成 2）年に発効。1994（平成 6）年批准。

○メディアリテラシー

メディアからの情報を批判的に読み解き、情報の信憑性を的確に判断し有効に利用するための能力のこと。

<障害者の人権問題>

○障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」2016(平成28)年4月1日施行。

○成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の預貯金などの財産管理、福祉サービスの利用契約、遺産分割の協議等について、選任された成年後見人が代理して行う。

○合理的配慮

行政機関や事業者に対して、障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を求める意思が伝えられた場合、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。

○ノーマライゼーション

知的障害者の処遇に関して北欧で主張された考え方。デンマークの学者ミケルセンが、1953年に同国の社会省に提出した文書の中で、「精神遅滞者に普通に近い生活を確保する」という意味で使いはじめた。健常者も障害者も共に生きる社会こそノーマル（普通）であるという考え方です。

○バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で使用され、段差等の物理的障壁の除去を指すことが多い用語ですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

○ユニバーサルデザイン

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」といった、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、生き生きと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念のことです。

○障害者週間

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、教育その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」に代わるも

のとして設定された。障害者週間の期間は、毎年 12 月 3 日～12 月 9 日までの 1 週間です。

<他の人権問題>

○ヘイトスピーチ防止法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律。」

2016（平成 28）年 6 月 3 日施行。

特定の民族や国籍の人々を排除する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチです。

○インターネット

さまざまなコンピューターネットワークが相互に接続され、情報を受けたり発信したりできる世界的規模のネットワークの総称。

○性的マイノリティ

体の性と心の性との食い違う性同一障害者や、同性愛者・両性愛者といった性的指向が少数派である人を指します。LGBT 等の略語が使われていましたが、最近では国連も SOGI（性的指向と性自認）という言葉を使用し、全ての人たちの問題として提起しています。